

～身体障害者手帳の申請【持ち物】～

①新規申請の場合

- 身体障害者手帳交付申請書（再交付の場合は、身体障害者再交付申請書）
- 対象者本人の個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード等）
- 写真 縦4cm×横3cm（新規：2枚、再交付：1枚）
- 対象者本人の身分証明書
 - ※写真付きの場合は1種類、写真がない場合は2種類必要です。代理申請の場合は不要です。
- 身体障害者診断書・意見書
 - ※診断書を記載できる医師は県で指定されているため、病院で確認をしてください。
 - ※診断書の有効期間は、原則診断日から3ヶ月以内です。

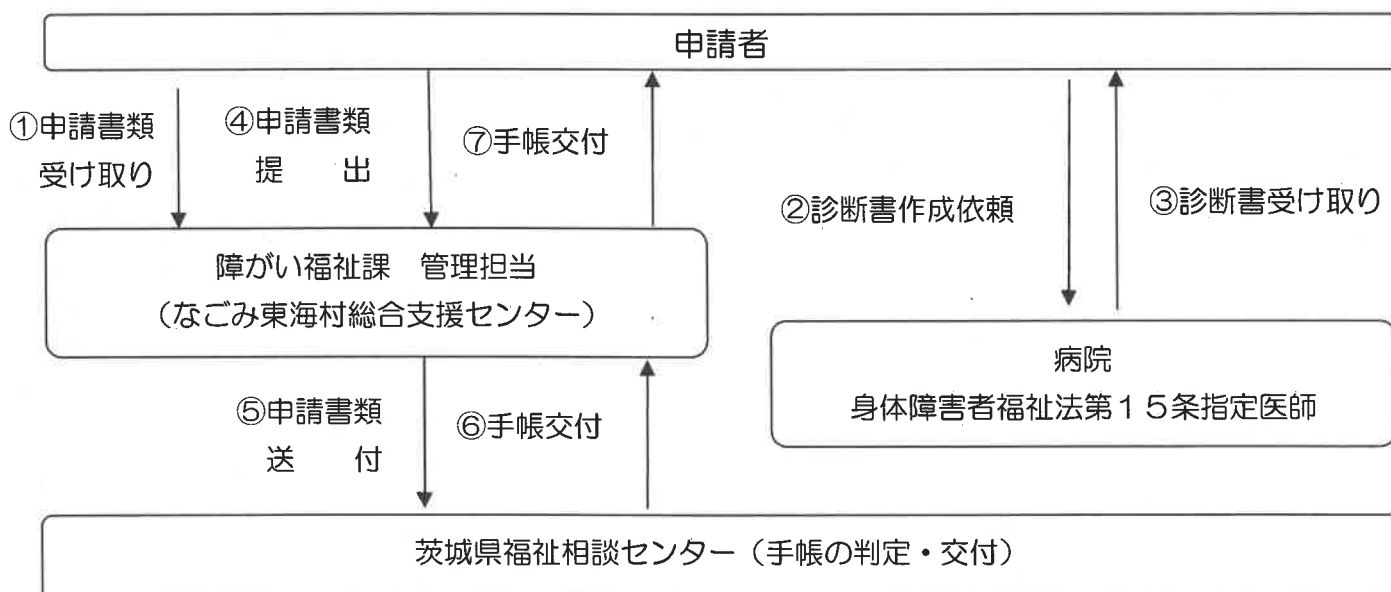
②再交付の場合 ①に加えて

- 現在お持ちの身体障害者手帳
- 事実申立書（紛失した場合）

③代理申請の場合 ①又は②に加えて

- 委任状
- 代理人の身分証明書
 - ※写真付きの場合は1種類、写真がない場合は2種類必要です。

～身体障害者手帳申請の流れ～



- ① 障がい福祉課で申請書類を受け取る。
- ② 病院で身体障害者福祉法第15条指定医師に診断書の作成を依頼する。
- ③ 病院から診断書を受け取る。
- ④ 申請書類を障がい福祉課へ提出する。
- ⑤ 障がい福祉課から茨城県福祉相談センターへ申請書類を送付する。
- ⑥ 約2ヶ月後、茨城県福祉相談センターから障がい福祉課に手帳が届く。
- ⑦ 障がい福祉課から申請者へ手帳を交付する。

※診断書の内容によっては、病院への照会、審議会諮問の場合があります。その際は、更にお時間をいただきます。